

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学再入学規程（平成24年規程第19号。以下「再入学規程」という。）に定めるもののほか、大分大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）における再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

(出願可能期間)

第2条 再入学は、退学又は除籍後から起算し5年以内に限り志願できる。

(再入学出願手続)

第3条 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、再入学規程第3条第1項に規定する再入学の願い出に係る所定の様式のほか、本研究科が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する出願を行う場合において志願者は、再入学をしようとする専攻の長に、次に掲げる事項についてあらかじめ確認しなければならない。

- (1) 退学又は除籍となった理由が解消され、就学に支障がないこと。
- (2) 再入学後の履修計画に関すること。

(再入学の選考)

第4条 再入学の審査は、本研究科博士前期課程にあつては博士前期課程審査委員会において、本研究科博士後期課程にあつては博士後期課程審査委員会において、提出書類及び面接等を総合して行う。

2 博士前期課程審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 志願のあった専攻の長
- (2) 教務委員長
- (3) 学生生活委員長
- (4) 入試委員長
- (5) その他研究科長が必要と認める者

3 博士後期課程審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 志願のあった専攻の長
- (2) 博士後期課程研究指導委員長
- (3) その他研究科長が必要と認める者

(再入学の決定)

第5条 再入学の決定は、前条の博士前期課程審査委員会及び博士後期課程審査委員会の審査に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(既修得単位の認定、修業年限及び在学期間)

第6条 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び

在学すべき年数等については,工学部教務委員会又は工学研究科博士後期課程研究指導委員会が審査し,研究科委員会の議を経て決定する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか,再入学に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は,平成25年3月6日から施行する。

附 則 (平成26年工学研究科細則第1号)

この細則は,平成26年6月4日から施行する。